

No.	JIS	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称 (廃止の場合は、移行 目的の注)	JIS案の英文名称 (廃止の場合は、移行 目的の注)	制定・改正・廃止の理由(必要性)	規格品名	制定項目又は改正点	制定・改正に付 属JIS	対応する国際規格番号及び名 称	対応する国際規格との対応の 種別	調査基礎1 (JIS規格2条の適用範囲化の対 象)	調査基礎2 (JIS規格3条の適用の目的)	調査基礎3 (調査標準化の利益・欠点)	調査基礎4 (画が体系的に取り扱われる分野の 判断基準)	調査基礎5 (市場適合性に関する判断基 準)	調査作成者
3	JIS	改正	B9527	情報技術— 事務用プリンタの仕様書— 最小情報を含むプリンタ(ペーヅプリンタ)	Information technology— Office equipment— Minimum information to be included in specification sheets— Printers	今回の改正はISO/IEC 11180:2019を反映したISO/IEC 11180:2019との整合性と、加えて2013年(平成25年)に政府の指示で公布されたエネルギーの省資源化等に関する法律施行令の改正を反映するために行う。ISO/IEC 11180:2019には現状のプリンタに適用した項目、試験方法が盛り込まれており、JIS B9527にこれを盛り込んで、市場の実情に合わせた改正を行う必要がある。また改正案第1号にて公布されたエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の改正はプリンタの製造業者が遵守しなければならない必須の項目であったため本規格に盛り込む必要がある。	a)対応国際規格と整合をとって掲載とすること、近年の技術発展への対応及び使用者による仕様比較がより容易になる。 b)製造業者間の適正な競争を促進する。	主な改正点は、次のとおり。 1)項目2)ウォームアップタイム、項目22)カリータイム、項目23)ファストプリントアップタイム、項目25)前部進進進 上記4項目はISO/IEC 11180:2019で改正された項目であり、本規格で整合性を取った。 これらの項目は全て試験方法の変更であり、使用者が協賛することなく公正に仕様比較ができるように試験方法を改定した。 2)項目9)エネルギー消費効率 改正案第3号にて公布されたエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の改正にもおき、本項目を追加した。	GL	ISO/IEC 11180:2019 Information technology— Office equipment— Minimum information to be included in specification sheets— Printers— Part 2: Class 3 and Class 4 printers	DT	第2条の該当号 第1号(性能) 対象事項: プリンタ	法律の目的に適合している。	利益: イ、カ 欠点: いづれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
4	JIS	制定	—	情報技術— ユーザインタフェース— 音声命令— 第2部: 翻訳と検査	Information technology— User interfaces— Voice commands— Part 2: Constructing and testing	音声命令は既に情報通信機器において利用されているが、今後カーナビゲーションシステムや家電分野において急激な利用拡大が見込まれる。しかしながら、その音声命令は製品分野毎及び製品開発を行うメーカー毎に種々であった。情報技術における音声命令について、音声命令の検査と要求事項を統一するシステムの性能評価方法を定めたISO/IEC 30122-2「音声命令— 第2部(構成と検査)」が2017年2月にJIS発行された。今回の規格制定に際し、その規格化を行うことにより、国内の開発者が一斉に規格化されるのが今回の制定の目的である。特に、今後急速に利用拡大が見込まれる情報通信機器や家電分野では、音声命令として最低限必要な条件を統一することは重要であり、早急なJIS化が必要である。	JISとして制定されることにより、情報通信技術や家電分野において音声命令の音声・技術的な品質が保たれ、音声命令の更新の普及が期待できる。	主な制定項目は、次のとおり。 ・構成と検査 ・試験 ・評価 ・設計管理 ・検査方法	GL	ISO/IEC 30122-2:2017 Information technology— User interfaces— Voice commands— Part 2: Constructing and testing	DT	第2条の該当号 第2号、4号(設計方法、検査方法) 対象事項: 情報通信機器、カーナビゲーションシステム、家電等の製品	法律の目的に適合している。	利益: ア、ウ、カ 欠点: いづれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
5	JIS	制定	—	情報技術— ユーザインタフェース— 音声命令— 第3部: 翻訳及び地域対応	Information technology— User interfaces— Voice commands— Part 3: Translation and localization	音声命令は既に情報通信機器において利用されているが、今後カーナビゲーションシステムや家電分野において急激な利用拡大が見込まれる。しかしながら、その音声命令は製品分野毎及び製品開発を行うメーカー毎に種々であった。情報技術における音声命令について、音声命令を多言語に対応させるための指針を定めたISO/IEC 30122-3「音声命令— 第3部(翻訳及び地域対応)」が2017年2月にJIS発行された。今回の規格制定に際し、そのJIS化を行うことにより、国内の開発者が一斉に規格化されるのが今回の制定の目的である。特に、今後急速に利用拡大が見込まれる情報通信機器や家電分野では、音声命令として最低限必要な条件を統一することは重要であり、早急なJIS化が必要である。	JISとして制定されることにより、情報通信技術や家電分野において音声命令の多言語対応の品質が保たれ、音声命令の更新の普及が期待できる。	主な制定項目は、次のとおり。 ・翻訳及び地域対応 ・試験 ・互換性 ・単語や語句の決定方法	GL	ISO/IEC 30122-3:2017 Information technology— User interfaces— Voice commands— Part 3: Translation and localization	DT	第2条の該当号 第2号(設計方法) 対象事項: 情報通信機器、カーナビゲーションシステム、家電等の製品	法律の目的に適合している。	利益: ア、ウ、カ 欠点: いづれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会